

## 転出される方へ手続きのご案内



下記に該当する方は、担当窓口で手続きをお願いします。  
 (※ここで例示した以外の手続きが必要な場合があります。)

手続き	受付窓口
<p><b>■ マイナンバーカード（個人番号カード）</b></p> <p>転入先で記載変更の手続きとカード情報の書き換えの手続きが必要です。手続きの際には、マイナンバーカード（個人番号カード）交付時にご自身で設定した、<u>暗証番号</u>が必要です。  <b>【マイナンバーカード（個人番号カード）を受け取られる前に転出された方】</b>                      現在申請中のカードは、無効となります。転入先の市区町村でご相談のうえ、再度申請を行ってください。</p>	<p><b>1階北側③番</b> 市民課 42-8720</p>
<p><b>■ 印鑑登録者</b></p> <p>印鑑登録は転出予定日で無効になります。  <b>【転入先での手続き】</b>必要な方は新たに印鑑登録の手続きを行ってください。</p>	<p><b>1階北側①番</b> 市民課 42-8720</p>
<p><b>■ 証明書コンビニ交付サービス</b></p> <p>転出届をされた後は、証明書コンビニ交付サービスが使用できません。転出予定日の前日までに住民票の写し・印鑑登録証明書の取得を希望される場合は、市民課窓口で申請してください。</p>	
<p><b>■ 国民年金加入者・年金受給者</b></p> <p>転入先、会社等で必要な手続きを行ってください。                      ※海外転出の方で、任意加入を希望される場合はご相談ください。</p>	<p><b>1階北側⑤番</b> 市民課 (年金担当) 42-8722</p>
<p><b>■ 乳幼児等・こども医療費受給者（高3までのお子様）・未熟児養育医療受給者</b></p> <p>受給者証を必ずお返しくください。転出されますと使用できません。  <b>【転入先での手続き】</b>市区町村によって制度が異なりますので、転入先でお問い合わせください。課税証明書が必要な場合がありますので、転出される前にお問い合わせください。</p>	
<p><b>■ 高齢期移行・重度障害者・高齢重度障害者・母子家庭等医療受給者</b></p> <p>受給者証を必ずお返しくください。転出されますと使用できません。  <b>【転入先での手続き】</b>市区町村によって制度が異なりますので、転入先でお問い合わせください。課税証明書が必要な場合がありますので、転出される前にお問い合わせください。</p>	<p><b>1階北側⑥番</b> 国保医療課 42-8796</p>
<p><b>■ 後期高齢者医療の被保険者</b></p> <p>資格確認書・資格情報のお知らせを必ずお返しくください。転出されますと使用できません。                      ※県外へ転出される方は、負担区分証明書の交付を受けてください。  <b>【転入先での手続き】</b>転入時に加入手続きを行ってください。</p>	
<p><b>■ 国民健康保険の加入者</b></p> <p>資格確認書・資格情報のお知らせを必ずお返しくください。                      ※資格確認書等の有効期限は転出日の前日までです。転出日以降に使用された場合は、医療費の返金手続きが必要になりますので、ご注意ください。</p>	<p><b>1階北側⑥番</b> 国保医療課 42-8721</p>
<p><b>■ 上下水道の利用者</b></p> <p>閉栓・利用者変更・井戸水併用にかかる変更・減免にかかる変更等、上下水道に関係する手続きが必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。  <b>【転入先での手続き】</b>転入先で必要な手続きを行ってください。</p>	<p><b>1階東側⑦番</b> 上下水道 お客さまセンター 42-8795</p>
<p><b>■ 障害者支援区分認定者</b></p> <p>障害支援区分の認定を受けている方は、転出前に「障害支援区分認定証明書」の交付を受けてください。                      この証明書を転入先の自治体に提出することで、現在の障害支援区分および有効期限をそのまま引き継ぐことができます。  <b>【転入先での手続き】</b>転入日から14日以内に障害支援区分認定証明書を添えて、サービス支給申請を行ってください。</p>	<p><b>1階南側⑨番</b> 地域福祉課 42-8725</p>
<p><b>■ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者</b></p> <p>転出証明書をお持ちのうえ、手当消滅の手続きをしてください。  <b>【転入先での手続き】</b>転入先で必要な手続きを行ってください。</p>	<p><b>1階南側⑩番</b> 子育て支援課 42-8709</p>
<p><b>■ こども園・学童保育園等に在園中の児童</b></p> <p>退園、変更等の手続きが必要です。<u>転出後も引き続き同じ園に通園する場合も</u>手続きが必要です。<u>また、単身赴任等で保護者だけが転出する場合も</u>手続きが必要です。                      QRコードからも手続きが可能です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(学童) 変更届 (退園、辞退含む)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(こども園) 変更届</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(こども園) 退園届</p>  </div> </div>	<p><b>1階西側⑭番</b> 議会棟 こども未来課 42-8726</p>
<p><b>■ 介護保険の被保険者</b></p> <p>介護保険被保険者証をお返しくください。要介護認定を受けている方は受給資格証明書の交付を受けてください。  <b>【転入先での手続き】</b>要介護認定を受けている方は、転入日より14日以内に受給資格証明書を持参して認定手続きをおこなってください。</p>	<p><b>2階北側①番</b> 長寿介護課 42-8788</p>

<p><b>■ 個人住民税</b></p> <p>その年の1月1日現在、加西市に住所がある方に課税されます。1月2日以降に転出してもその年度の個人住民税は、加西市に納めていただくことになります。</p>	
<p><b>■ 原付バイク・軽自動車</b></p> <p>原付バイク・軽自動車（四輪）などは、住所地での登録をお願いします。 原付バイク（125cc以下）は、加西市ナンバーを返却してください。軽自動車（四輪）は、車検証の住所変更を転入先住所地の軽自動車検査協会事務所で行ってください。返却・変更がない場合、加西市に軽自動車税種別割を納めていただくことになります。 【転入先での手続き】引き続き原付バイクを使用される場合、車両登録手続きを行ってください。</p>	<p>2階南側⑥番 税務課 42-8712</p>
<p><b>■ パートナーシップ・ファミリーシップ届出</b></p> <p>届出されている方全員又は一部の方が転出される場合は、受領証等の返還や届出が必要です。</p>	<p>2階北側④番 まちづくり課 42-8706</p>
<p><b>■ 新婚世帯向け家賃補助金の受給者</b></p> <p>窓口にて喪失届の提出をお願いします。QRコードからも手続きが可能です。</p>	<p>4階南側⑦番 ふるさと振興課 42-8729</p>
<p><b>■ 市営住宅の手続き</b></p> <p>市営住宅を退去される方は、手続きがありますので担当窓口までお越しください。</p>	<p>5階南側⑥番 施設管理課 42-8750</p>
<p><b>■ 公立小中学校に在学中の児童生徒</b></p> <p>学校で在学証明書・教科書給与証明書を発行してもらってください。 現在の学校へ続けて通学を希望の場合は所定の手続きが必要ですので、担当窓口までお越しください。 【転入先での手続き】在学証明書・教科書給与証明書を持参して手続きを行ってください。</p>	<p>6階南側③番 学校教育課 42-8772</p>
<p><b>■ 飼い犬の手続き</b></p> <p>犬の鑑札をお持ちになり転入先で手続きしてください。</p>	<p>附属棟2階 環境課 42-8716</p>
<p><b>■ すくすく子育て定期便について</b></p> <p>転出後は定期便の利用ができません。転出の手続きを行ってください。手続きの際に利用決定通知書に記載されている決定番号が必要になります。インターネットからの申請も可能です。 申請 URL → <a href="https://logoform.jp/form/5qiW/131960">https://logoform.jp/form/5qiW/131960</a></p>	
<p><b>■ 妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査・1か月児健診・妊婦歯科健診助成券・予防接種予診票</b></p> <p>転出後は、助成券及び予防接種予診票が使用できませんのでご注意ください。 【転入先での手続き】市区町村によって制度が異なりますので、転入先でお問い合わせください。</p>	<p>健康福祉会館 健康課 42-8723</p>
<p><b>■ 各種予防接種接種券・助成券</b></p> <p>転出後は、上記の接種券が使用できませんのでご注意ください。 【転入先での手続き】市区町村によって制度が異なりますので、転入先でお問い合わせください。</p>	

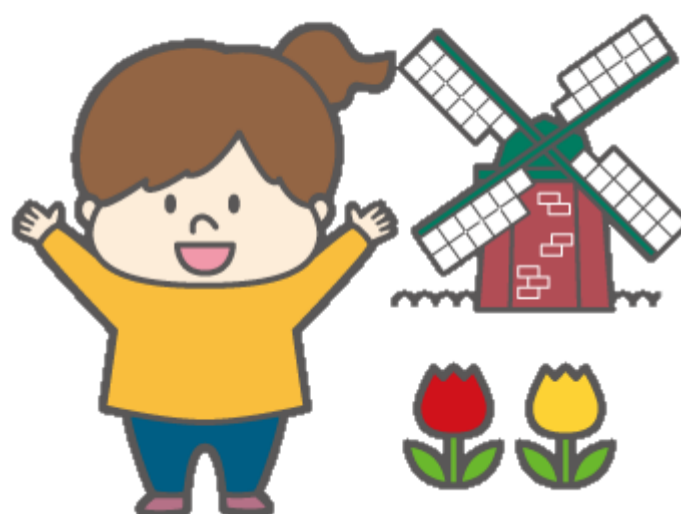
※転出を取りやめる場合は、転出証明書と本人確認書類をお持ちいただき転出取消しの手続きをしてください。

〈転入届について〉

加西市から他の市区町村に移られた方は、新しい住所に住み始めてから14日以内に新住所地の市区町村に転入届をしてください。正当な理由がなく上記期間内に届をしない場合は住民基本台帳法第52条第2項の規定により、5万円以下の過料に処せられることがあります。

〈問い合わせ先〉兵庫県加西市役所 市民部市民課（TEL：0790-42-8720）

R8.4.1 改訂



かさいのかさいさん

裏面あり